

新潟市行政改革・点検評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 新潟市がこれまで実施してきた行政改革に関して点検評価を行い、今後の方向性などについて客観的、専門的な観点から助言を得るため、新潟市行政改革・点検評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 新潟市の行政改革の推進にあたり、客観的、専門的に必要な助言および提言を行うこと

(組織)

第3条 委員会は、外部の有識者から市長が委嘱する委員(以下「委員」という。)6人以内をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、または、委員長が欠けたときは、予め委員長の指定する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

3 委員会の会議は、公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部行政経営課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。